

鎌倉市就労準備支援事業委託公募型プロポーザル実施要領

1 目的

「生活困窮者自立支援法」及び「生活保護法」に基づき、生活困窮者（生活保護受給者を含む）のうち、就労に必要な実践的な知識・技術が不足していたり、複合的な課題があり、社会や人との関わりに不安を抱えている、日常生活面での課題がある、就労意欲が様々な理由により低下している等の理由で就労に向けた準備が整っていない者に対して、一般就労に向けた準備としての基礎能力の形成からの支援を、計画的に実施すること目的として、鎌倉市就労準備支援事業を委託する事業者を公募型プロポーザル方式により選定するにあたり、必要な事項を定めるものである。

2 事業の概要

(1) 業務名

鎌倉市就労準備支援事業委託

(2) 委託事業者選定方法

公募型プロポーザル方式

(3) 業務内容

別紙「鎌倉市就労準備支援事業委託仕様書（資料1）（以下「仕様書」という。）」のとおり

(4) 契約期間

契約締結日（令和8年（2026年）4月以降予定）から令和9年（2027年）3月31日まで

(5) 事業費限度額

8,212,875円（消費税及び地方消費税を含む。）

なお、本件は、令和8年度予算議決前の契約準備行為として実施するものであり、

予算の減額又は削減があった場合は、本プロポーザルについて実施の効力を失い、契約はいたしません。

3 担当課

鎌倉市健康福祉部生活福祉課

所在地：〒248-8686 鎌倉市御成町18番10号 電話：0467（61）3958（直通）

メールアドレス：engo@city.kamakura.kanagawa.jp

4 参加資格

本プロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる条件をすべて満たすこと。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者及び同条第2項の規定に基づく鎌倉市の入札参加制限を受けていない者であること。

(2) このプロポーザル方式実施の公告の日から業務委託締結の日までの間のいずれの日においても、鎌倉市入札指名停止等取扱基準（平成24年）の規定に基づく指名停止等期間中でないこと。

- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定したもの）を除く。）ではないこと。
- (4) 鎌倉市暴力団排除条例（平成23年10月条例第11号）第2条第2号、第4号又は第5号に該当しないこと。
- (5) 募集目的の趣旨を踏まえた事業計画を立案し、本事業の実施が可能なノウハウや実施体制を確立していること。
- (6) 法人税、法人事業税、消費税及び地方消費税を完納していること。
- (7) 6か月以内に不渡手形又は小切手を出していない者（更生手続又は再生手続の開始決定を受けた者を除く。）であること。

5 選定スケジュール

公募から事業者選定までのスケジュール（概要）は次のとおりとする。

公募の開始	令和8年（2026年）1月26日（月）から 市ホームページにて提出書類等のダウンロードができます。
質問の受付 (電子メール)	令和8年（2026年）1月26日（月）から 令和8年（2026年）2月3日（火）まで
参加意向の表明 (電子メール)	令和8年（2026年）1月26日（月）から 令和8年（2026年）2月20日（金）まで
参加申込み及び提案書等 の提出（郵送）	令和8年（2026年）1月26日（月）から 令和8年（2026年）2月27日（金）まで
プレゼンテーション・ ヒアリング審査	令和8年（2026年）3月9日（月）から 令和8年（2026年）3月16日（月）までのいずれか1日
最終選定結果の通知	令和8年（2026年）3月31日（火）までにプレゼンテーション参 加事業者全員に審査の結果を電子メールにて通知します。

6 質問の受付

このプロポーザルに関する質問がある場合は、「質問票（様式1）（以下「様式1」という。）」を提出すること。複数の事業者と共同提案を行う場合は、1者を代表事業者に定め、本市への書類提出等は代表事業者を行うこと。

(1) 受付期間（再掲）

令和8年（2026年）1月26日（月）から令和8年（2026年）2月3日（火）まで

(2) 提出方法

「様式1」に必要事項を記入し、電子メールに添付して生活福祉課に提出する。

※電子メールの表題は「プロポーザルに関する質問（事業者名）」とし、メール送信後には生

生活福祉課に受信確認の電話をしてください。

※電子メール以外の方法での質問（電話での問い合わせ等）については回答いたしません。

（3）質問への回答

質問及びその回答の内容は、令和8年（2026年）2月13日（金）までに鎌倉市ホームページ上にて公表する。

7 参加意向の表明

このプロポーザルへの参加意向を表明する場合は、「公募型プロポーザル参加意向表明書（以下「様式2」または「様式2－2」という。）」を提出すること（共同提案の場合は、代表事業者が提出）。なお、共同提案を行う者は単独での提案及びその他の者との共同提案を行うことはできないものとする。

（1）受付期間（再掲）

令和8年（2026年）1月26日（月）から令和8年（2026年）2月20日（金）まで

（2）提出書類・方法

「様式2」または「様式2－2」に必要事項を記入し、電子メールに添付して生活福祉課に提出する。

※電子メールの表題は、「プロポーザル参加意向（事業者名）」とし、メール送信後には生活福祉課に受信確認の電話をしてください。

8 参加申込及び提案書等の提出

このプロポーザルに参加する場合は、「公募型プロポーザル参加届出書兼誓約書（以下「様式3」または「様式3－2」という。）」及び審査に必要な書類（以下「提出書類」という。）を提出すること。

（1）受付期間（再掲）

令和8年（2026年）1月26日（月）から令和8年（2026年）2月27日（金）まで

（2）提出書類

No.	書類名	注意事項
①	公募型プロポーザル 参加届出書兼誓約書	様式3（共同提案の場合は様式3－2）
②	企画提案書	<p>任意様式</p> <p>提案内容は、別添評価基準を参考に、次にかかげる事項を踏まえ、文章・図表等により簡潔かつ明瞭に記述してください。</p> <p>【提案項目1】（仕様書5）</p> <p>相談窓口と支援を行う実施場所（相談室の確保や設備の状況）について、利用者にとって容易かつ安全に通える状況について記載してください。本事業の実施にあたり、既存の拠点を利用する場合はその旨を、新たに確保する場合には、開設予定地を記載してください</p>

	<p>い（物件の賃借によって拠点を確保する場合、賃借料を事業費積算書（提出書類 No. 4）に記載してください）。</p> <p>※実施拠点は原則として市内に設けるものとします。</p>
	<p>【提案項目 2】（仕様書 6）</p> <p>拠点の窓口開設時間と支援実施時間について記載してください。</p> <p>[例]</p> <p>窓口開設時間 平日午前 9 時から午後 5 時まで</p> <p>支援実施時間 平日午前 10 時から午後 4 時までの間で、対象者の支援プランに応じた時間</p>
③	<p>【提案項目 3】（仕様書 4、8 及び 9）</p> <p>本事業を行うにあたり、想定している対象者像と、日常生活自立・社会生活自立・経済的自立に関する各支援および求職活動支援や就職後の職場定着支援において、対象者の状態に応じてどのような支援メニューを提供するか、その企画アイデアや実施手法について具体的に記載してください。</p> <p>また、これまでの事業において相互に連携している機関があり、本事業の実施にあたって対象者の支援のつなぎ先となり得る場合には、当該機関の名称と、機関の事業内容についても記載してください。</p> <p>【提案項目 4】（仕様書 10）</p> <p>令和 8 年（2026 年）10 月 1 日までに円滑に事業が開始できるスケジュールと、事業開始後に想定している業務スケジュールについて記載してください。</p> <p>※その他、仕様書の記載事項に付加して独自提案がある場合は、その内容を記載すること。</p> <p>※A4、20 ページ以内（表紙及び目次はページ数に含まない）とし、ページ番号を付すこと。</p> <p>※文字サイズは 11 ポイント以上とすること。</p> <p>人員配置計画</p> <p>様式 4</p> <p>※有資格者については、契約時に別途資格証明書の写しを求めます。</p>

④	事業費積算書（見積書）	様式5
⑤	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・法人の事業概要がわかる会社案内等の資料 ・法人の定款及び規約等
⑥	直近の事業報告書及び財務書類	<p>任意様式</p> <p>事業報告書について、これまでに地方自治体から本事業と同種の業務を請け負ったことがある場合には、その業務実績について記載してください。</p> <p>※業務実績がある場合は、企画提案書とは別に、当該実績を証明する書類（契約書及び仕様書の写し等）を提出してください。</p>
(提出書類作成に関する注意事項)		
<ul style="list-style-type: none"> ・全て押印不要とする。 ・①～⑥の全てを電子データ（MS-Word、MS-Excel、MS-PowerPoint、PDF等）として、CD-Rに保存すること。 ・電子保存の際は、正本（①～⑥を一式）、副本（②～⑥を一式）に分けること。 ・正本だけに事業者名や担当者を入れ、副本には、事業者名、担当者名及び事業者が特定できる箇所を全てマスキング（黒塗り）し、応募法人等が特定できる表現やマークは分からぬような処理を施すこと。 ・他事業（自立相談支援事業及び家計改善支援事業）にも申し込みする場合は、⑤及び⑥は共通としてよい。 		

(3) 提出方法

正副の電子データが保存されたCD-Rを2部（同じものを2部）、生活福祉課へ持参（平日の午前9時から午後5時まで）又は郵送（必着）にて提出すること。

9 プレゼンテーション・ヒアリング審査

参加事業者は、提出した提案書等に基づき、次のとおりプレゼンテーションを実施すること。

(1) 実施日時（再掲）

令和8年（2026年）3月9日（月）から令和8年（2026年）3月16日（月）までのいずれか1日。

※日時及び場所は参加申込締切後、個別に通知します。

※他事業（自立相談支援事業及び家計改善支援事業）にも申し込みする場合は、同日に審査させていただきます。

(2) プrezentation出席者

管理責任者・担当者を含む3名以内での出席とすること。また、プレゼンテーションは本業務の主たる担当者が行うこと。

(3) 時間配分等

各団体概ね 45 分間（プレゼンテーション 15 分以内、ヒアリング 30 分以内）とする。

*上記時間に団体の入れ替え時間、準備時間は含みません。

*プレゼンテーション時にパソコン、プロジェクター等を使用する場合は、生活福祉課に事前に連絡、相談することとし、プロジェクター・スクリーンを除く機器については、参加事業者において用意し、持ち込むことを基本とします。

*プレゼンテーションは匿名で行いますので、投影資料を含めて提案者が特定可能となるような表現は避けてください。資料は、提出資料を用いることとし、追加資料の提出は認めません。なお、事前に提出した企画提案書等の資料はいかなる理由があっても返却しません。

10 事業者の選定

(1) 選定・審査方法

選定方法はプロポーザル方式とし、鎌倉市就労準備支援事業委託事業者選定委員会（以下「選定委員会」という）委員（本市職員 6 名で構成）が別添評価基準表に基づき、提出された企画提案書等の内容及びプレゼンテーション・ヒアリングについて審査し点数化する。

選定に際しては、各委員の総合点（160 点× 6 名＝960 点満点）を集計し算出する。合計点数が 6 割以上であることを最低基準とし、最低基準を満たした者の中から、合計点数が最も高い事業者を受託予定者とし、次に得点の高い事業者を次点の事業者として決定する。最高得点に同数が出た場合は、評価項目 2 番の点が高い者を優先する。さらに、それでも同点の場合は、選定委員会の合議により決定する。なお、応募事業者が 1 者であっても選定委員会を開催し、候補者の適否について審査する。

審査の結果、最低基準を満たす者がいない場合、本プロポーザルでは契約を行わない。

(2) 選定結果通知

最終選定結果については、結果のいかんにかかわらず、令和 8 年（2026 年）3 月 31 日（火）までに、選定の結果を電子メールにて通知するとともに、後日結果通知書を参加申込書記載の所住地あてに送付する。

11 契約の締結等

本業務の委託契約予定事業者に選定された参加事業者は、鎌倉市と協議の上、契約に必要な書類を揃え、契約を締結するものとする。

仕様は、選定結果通知後、委託契約予定事業者と仕様の再調整をした上で決定する。

なお、契約予定事業者が何らかの理由により契約を行えなかった場合は、次点の事業者と契約交渉を行う。

12 結果の公表

選定結果については、契約締結後に本市のホームページで公表する。

13 参加事業者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 「4 参加資格」に規定する要件を満たさなくなった場合
- (2) 提出期限までに提出書類が提出されなかった場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 見積額が事業費限度額を超えていた場合
- (5) プレゼンテーションに参加しなかった場合
- (6) 提案に関して選考の公平性を害する行為があった場合
- (7) 提案に当たり著しく信義に反する行為等、選定委員会が失格であると認めた場合
- (8) 他の代表者を兼ねて提案した場合
- (9) 人員配置計画に記載した配置予定者を、契約締結までに確保できなかつた場合
- (10) その他、鎌倉市が指示した事項及び本提案に関する条件に違反した場合

14 その他の留意事項

- (1) このプロポーザルに参加する費用はすべて参加する事業者の負担とする。
- (2) 提出書類の提出後の修正又は変更は認めない。
- (3) 参加申込後に辞退する場合は、「辞退届（様式6）」を提出するものとする（共同提案の場合は様式6-2）。
- (4) 提出書類の著作権は参加する事業者に帰属する。ただし、鎌倉市がこのプロポーザル結果の報告、公表等のために必要な場合は、提出書類の内容を無償で使用できるものとする。
- (5) 提出された書類は返却しない。
- (6) このプロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、鎌倉市情報公開条例（平成13年9月条例第4号）に基づき提出書類を公開することがある。
- (7) この委託業務の契約書には、一括再委託の禁止に関する定めを設けるものとする。
- (8) この実施要領に定めのない事項については、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、鎌倉市財務規則（平成7年（1995年）規則第34号）等関係法令等の定めるところによる。